保医発 0731 第３号
令和６年７月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和６年３月５日付け保医発 0305 第４号）を下記のとおり改正し、令和６年８月１日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

１　別添１の第２章第３部第１節第１款Ｄ０１２（38）中の「クリプトコックス抗原定性」を「クリプトコックス抗原定性、アスペルギルスＩｇＧ 抗体(ただし、慢性進行性肺アスペルギルス症と侵襲性肺アスペルギルス症の併存が疑われる患者に対して本検査を実施した場合を除く。)」に改める。

２　別添１の第２章第３部第１節第１款Ｄ０１２（59）の次に次を加える。

(60)　アスペルギルスＩｇＧ 抗体は、ＥＬＩＳＡ法により、慢性進行性肺アスペルギルス症又はアレルギー性気管支肺アスペルギルス症が疑われる患者に対して測定した場合に、区分番号「Ｄ０１２」感染症免疫学的検査の「42」（１→３）－β－Ｄ－グルカンの所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。
なお、本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。

（参考：新旧対照表）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和６年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第２部　（略） 第３部　検査 １～18　（略） 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～Ｄ０１１　（略） Ｄ０１２　感染症免疫学的検査 （１）～（37）　（略） (38)　「42」の(1→3)－β－Ｄ－グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又はＥＬＩＳＡ法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。 なお、本検査を「23」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「30」のアスペルギルス抗原、「32」のＤ－アラビニトール、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「35」のクリプトコックス抗原定性、アスペルギルスＩｇＧ 抗体(ただし、慢性進行性肺アスペルギルス症と侵襲性肺アスペルギルス症の併	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第２部　（略） 第３部　検査 １～18　（略） 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～Ｄ０１１　（略） Ｄ０１２　感染症免疫学的検査 （１）～（37）　（略） (38)　「42」の(1→3)－β－Ｄ－グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又はＥＬＩＳＡ法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。 なお、本検査を「23」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「30」のアスペルギルス抗原、「32」のＤ－アラビニトール、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「35」のクリプトコックス抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

存が疑われる患者に対して本検査を実施した場合を除く。）と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。	
(39)～(59)　（略）	(39)～(59)　（略）
(60)　アスペルギルスＩｇＧ 抗体は、ＥＬＩＳＡ法により、慢性進行性肺アスペルギルス症又はアレルギー性気管支肺アスペルギルス症が疑われる患者に対して測定した場合に、区分番号「Ｄ０１２」感染症免疫学的検査の「42」（１→３）－β－Ｄ－グルカンの所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。 なお、本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。	（新設）
Ｄ０１３～Ｄ０２５　（略）	Ｄ０１３～Ｄ０２５　（略）
第２款　（略）	第２款　（略）
第３節～第４節　（略）	第３節～第４節　（略）
第４部～第 14 部　（略）	第４部～第 14 部　（略）
第３章　（略）	第３章　（略）